○国土交通省告示第九百六十八号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年九月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
8LEY	123593	ぎんが	24. 7. 10
JKYS	123617	第２白嶺丸	24. 7. 27
JLRS	123729	おきつ	24. 7. 20
JLVC	123378	CSO CENTURION	24. 7. 20
JMLV	117868	第八男鹿丸	24. 7. 9
JNHE	131272	制海	24. 7. 9
JD2621	116704	ロサルゴサニ	24. 7. 18
JF2162	120123	みつ丸	24. 7. 30
JG4740	130212	しづき	24. 7. 17
JG4794	130253	第六光潤丸	24. 7. 25
JI3447	131698	第二十五きさ丸	24. 7. 23
JI3491	133403	第八近雄丸	24. 7. 2
JJ3725	131842	第三健晃丸	24. 7. 17
JJ3763	131881	瑞祥丸	24. 7. 3
JK4462	125877	第五住吉丸	24. 7. 19
JK4851	129658	第三神協丸	24. 7. 9
JK5208	133682	日誠丸	24. 7. 18
JL5671	129920	美保丸	24. 7. 13
JL5784	130603	大紀丸	24. 7. 9
JM3947	118222	新豊丸	24. 7. 10
JM4104	120817	フェリーなは	24. 7. 4
JM5837	130494	第六辰栄丸	24. 7. 30
JM6260	133541	第五ふじ丸	24. 7. 10

○国土交通省告示第九百六十九号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年九月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

証書番号	証書の付日	船舶番号	船名
	平成		
1135	9. 1. 16	134412	バッカス五
A0620105	18. 6. 15	120815	こんぺき

○国土交通省告示第九百七十号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年九月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

証書番号	証書の付日	船舶番号	船名
	平成		
2747	13. 2. 9	128900	第三十三開運丸
8609	1. 6. 9	130500	第三十一新東丸
A03191710	15. 12. 8	127541	第五十八恵漁丸

○国土交通省告示第九百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県多可郡多可町加美区山野部

字上ヶ畑　五四五番　一号

六〇八番　二号

六一三番　三号

六〇九番　十六号

字南谷　六四九番四八　四号

六四九番四九　五号

六四九番六〇　六号及び十三号

六四九番七九　七号

六四九番七一　八号から十二号

六四九番六二　十四号及び十五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮前東谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県多可郡多可町加美区多田

字宮前　四一九番一

四三〇番七

四三〇番一一

○国土交通省告示第九百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東持田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県松江市東持田町字常熊

一四七五番　一号、六号から十一号まで及び十三号

一四八五番　二号から五号まで

一四七四番　十二号及び十四号から十八号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石ヶ迫谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（平成二十三年国土交通省告示第千九号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

島根県邑智郡美郷町簗瀬

二九番六から二九番八まで

三一番二

三二番六及び三二番七

四二番四から四二番六まで

四三番五から四三番八まで

四四番三及び四四番四

四五番六から四五番一〇まで

四六番八

六二番二

六四番二

一九一番四及び一九一番六

一九二番一

一九五番八

五〇六番三

五一一番三及び五一一番四

六八四番二

七三六番四

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

妙楽寺谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川敷

島根県江津市桜江町小田

一〇四番

一〇六番

九〇九番一から九〇九番三まで

九一〇番

九一一番及び九一二番

九一三番六

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

島根県江津市桜江町小田

一〇一番二　一号

一〇三番二　二号及び九号から十一号まで

九〇九番二　三号

一〇六番　四号及び五号

一〇九番　六号から八号まで

一〇七番　十二号及び十三号

一〇〇番四　十四号

○国土交通省告示第九百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東岡川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県三豊市財田町財田上

字札の辻　三六〇一番二　一号

三六〇〇番一　二号

三六〇〇番四地先道路敷　三号

字榎木谷　三六二五番二　四号

三六一八番地先水路敷　五号

三六一六番六　六号

字東岡　三六七八番一　七号